



◀ QRがついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

# くらしの伝言板

## 人の動き

6月末現在（前月比）



人口：4,452人（+ 5）  
男：2,163人（+ 2）  
女：2,289人（+ 3）  
世帯数：2,073世帯（+ 6）

## 救急・火災

令和6年1月～6月末



救急：134件  
火災：4件

### 使用料などの納期限

|       |  |
|-------|--|
| 8月26日 | 児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料                              |
| 9月2日  | 町営住宅使用料、定住促進住宅使用料、固定資産税（第2期）、国民健康保険税（第3期）、介護保険料（普通徴収第3期）、後期高齢者医療保険料（第2期） |

## 訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
1. きまりを守り、明るい町をつくります。
1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
1. 未来に希望をいだき、文化の町をつくります。

【昭和45年8月1日制定】

### 夜間納税相談および 収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に係るものに限ります）も納付することができます。

- とき 8月14日(水)・9月11日(水)  
17時30分～20時
- ところ 町民課窓口
- 問合せ 町民課税窓口（☎47-2193）

### 固定資産税・国保税の納期限は9月2日

固定資産税第2期分と国保税第3期分の納期限は、9月2日(月)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

- 問合せ 町民課税窓口（☎47-2193）

### 個人事業税の第1期納期限は9月2日

個人事業税は、道内に事務所（事業所）があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率をかけて算出します。

- 第1種事業（5%）  
物品販売業、不動産貸付業、飲食店業など
  - 第2種事業（4%）  
畜産業、水産業など
  - 第3種事業
    - 医療、理・美容業、クリーニング業など（5%）
    - あんま・はり・きゅう業など（3%）
- 北見道税事務所から送付する納税通知書で、第1期（9月2日）と第2期（12月2日）の2回に分けてそれぞれの納期限までに納めてください。

※年税額が1万円以下の場合は、第1期に全額を納めてください。

納税通知書は、第1期分と第2期分を一緒に送付しますので、第2期分の納税通知書をなくさないようにご注意ください。

- 問合せ  
オホーツク総合振興局北見道税事務所  
・課税に関すること（☎25-8681）  
・納税に関すること（☎25-8686）

### 消費税および地方消費税（個人事業者） の中間申告と納付のお知らせ

個人事業者の方で、令和5年分の確定消費税額（地方消費税額を除く）が48万円を超える方は、中間申告と納付が必要です。

- 中間申告および納付の期限  
9月2日(月)まで
  - 振替納税の振替日  
9月30日(月)まで
- ※詳細については、右記QRをご確認ください。
- 問合せ  
北見税務署（☎23-7151）



▲中間申告分の納期限および振替日について



▲任意の中間申告制度について

### 全国一斉「子どもの人権相談」強化週間

「子どもの人権110番」は、学校における「いじめ・体罰」や家庭内における児童虐待など、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。

法務局と人権擁護委員連合会では、8月21日(水)から27日(火)までの一週間を全国一斉「子どもの人権相談」強化週間と定め、時間を延長して電話相談に応じています。

- フリーダイヤル  
☎0120-007-110（全国共通）
- とき  
平日：8時30分～19時  
土・日曜日：10時～17時
- 相談担当者  
釧路人権擁護委員連合会の人権擁護委員・釧路地方法務局職員
- 問合せ 釧路地方法務局人権擁護課  
（☎0154-31-5014）

※強化週間以外の相談受け付けは、平日8時30分～17時15分までです。（土・日曜日、祝日を除く）

### 人権擁護委員に島貫昌代さんが委嘱

島貫昌代さん（日出）が、法務大臣より7月1日付で人権擁護委員に委嘱されました。

任期は、令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間です。

人権擁護委員は、いじめ、虐待、差別、プライバシーの侵害など、地域住民からの相談についても応じています。

相談は無料で、秘密は守られます。難しい手続きはありませんので、気軽にご相談ください。

- 人権擁護委員  
・上杉 守さん（豊坂）  
・島貫 昌代さん（日出）
- 問合せ 町民課町民生活係（☎47-2203）

### 墓参の供物などは持ち帰りましょう

お墓参りの供物（花を含む）やごみなどは、必ず持ち帰りましょう。

特に供物は、カラスやキツネが散らかしますので、必ず持ち帰ってください。

また、家庭で使った「盆ちょうちん」「お霊供膳」などの仏具は、墓地に捨てないでください。

- 仏具類の処分方法
  - ①「分別収集のてびき」を見て分別する。不明な点は、役場にお問い合わせください
  - ②処理業者（お焚き上げ）に処分（有料）を依頼する
  - ③仏具類の買い替えのとき、販売店に引き取りを相談する
  - ④寺院などに相談する
- 問合せ  
町民課町民生活係（☎47-2203）

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の 届け出を提出

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出することになっています。

この届け出をしないと、8月以降の手当を受けられなくなりますので、お忘れにならないようご注意ください。

- 提出期間  
・児童扶養手当現況届  
8月1日(木)～30日(金)  
・特別児童扶養手当所得状況届  
8月9日(金)～9月11日(水)
- 提出場所 福祉保健課社会福祉係
- 持参するもの  
児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書、印鑑など
- ※対象者には福祉保健課から文書でお知らせします。届け出に必要な書類についてもお知らせします。
- 問合せ 福祉保健課社会福祉係（☎47-5555）